

津和野町景観条例

条例・規則で定める行為をしようとする場合は、あらかじめ町に届出が必要です。

☆ 住宅の建設、土地の開墾、木や竹の伐採等を行う場合には届出が必要となる場合がありますので、まずは役場へ事前相談を!!

津和野町景観計画の概要

津和野町景観計画は景観法第8条に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観の形成の方針、建築物の建築等に対する基準を定めたものです。

津和野町景観計画

2つの区域

景観計画区域
(津和野町全域)

景観形成地区

津和野町全域のうち、特に良好な景観についてこれを保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため、町が独自に指定する地区

津和野町景観計画の基本理念

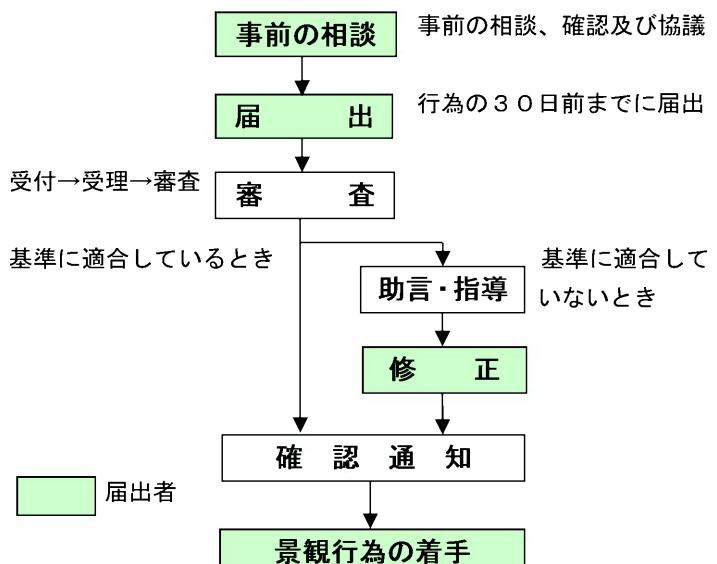
景観のための景観づくりから、自然体で参加し、住民のひとりひとりが考え、みんなで守り育て、次世代に伝えていく景観づくり、日常の生活の中で、生活に根ざした景観づくりを図っていくことを、基本的な取り組み姿勢・理念とします。

届出手続きの流れ

■全町におけるルール

事業内容の届出が必要になります

大規模な行為（※規模の大きな建設や開発）を行うに際して、面積や高さ、整備手法、また色彩や形態等のデザインの工夫についての配慮が求められます。



主な届出の必要な行為	景観計画区域 (津和野町全域)	景観形成地区 (町が独自に指定する地区)
建築物（お住まいの住宅、店舗、農業用倉庫等）の新築、増改築、移転、外観の変更、色彩の変更、又は撤去等	①高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000m ² を超えるもの	①高さが5mを超えるもの又は床面積が10m ² を超えるもの ②高さが5mを超えるもの又は外観の変更に係る部分の面積の合計が10m ² を超えるもの
工作物（門、垣、柵、塀、金網、擁壁等）の新設、増改築、移転、外観の変更、色彩の変更又は撤去等	①門、垣、柵、塀、金網等→高さが2mを超えるもの又は長さが5mを超えるもの ②擁壁→高さが2mを超えるもの	①門、垣、柵、塀、金網等→高さが1.5mを超えるもの又は長さが5mを超えるもの ②擁壁→高さが1.5mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	①高さが5mを超えるもの又はその用途に供される土地の面積が1,000m ² を超えるもの	①高さが1.5mを超えるもの又はその用途に供される土地の面積が100m ² を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋め立て	①面積が3,000m ² を超えるもの	①面積が1,000m ² を超えるもの
木や竹の伐採	①高さが10mを超える木や竹の伐採又は面積が3,000m ² を超える木や竹の伐採 ②森林病害虫等を防除するために必要な木の伐採で面積が3,000m ² を超えるもの	①高さが10mを超える木や竹の伐採又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える木の伐採

良好な景観形成を図る上で、大きな影響を及ぼさない一定規模以下の行為について、届出の適用除外となる行為があります。

色 彩

原色やけばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること



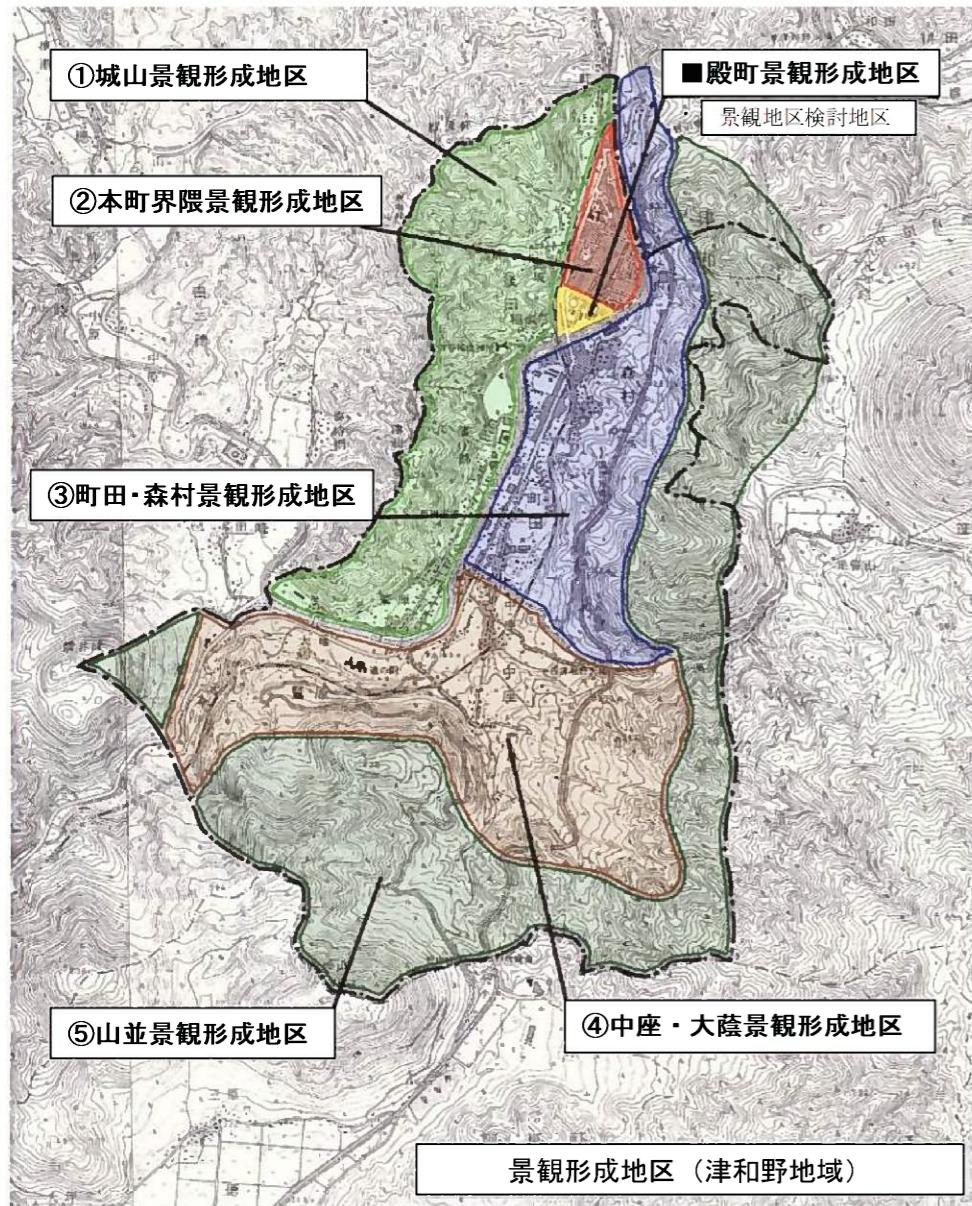
お問い合わせ又は事前の相談は…

津和野町役場 津和野庁舎 商工観光課まで

電話（0856）72-0652

景観形成地区（町が指定）の区域図

I 津和野地域の景観形成地区



①城山景観形成地区…城山を中心として尾根部の東側、津和野の市街から眺望できる部分で、中世からの津和野城の城郭および武家町の歴史をとどめる区域。

②本町界隈景観形成地区…津和野城下町のうち、かつての武家町の遺構であるろうそく型土塙の続く町並みや、商人町・職人町などかつての町人町の雰囲気を残し、現在もその歴史を町名にとどめている区域（本町・新丁・祇園丁・鉄砲丁・万町・風呂屋丁・今市通り・駅前通り・高岡通りなどの町並み景観が広がる区域。

③町田・森村景観形成地区…津和野城下町のうち、かつての半農の武家町の雰囲気を残し、本町とともに、津和野盆地の石州赤瓦によるまとまりのある景観を形成している区域。

④中座・大蔭景観形成地区…津和野盆地の市街地の南に広がる、かつての主水畑の雰囲気をとどめる中座・門林地区や鶯原地区、高田地区の農耕田園地帯。

⑤山並景観形成地区…津和野盆地を取り巻く山地のうち、盆地の東から南に広がる区域。

II 町内各所の景観形成地区

